

図書館利用規定

I 総 則

1. この規定は図書館を正しく利用するために守るべきことである。
2. 図書館の運営は、図書館係職員と図書委員で行う。

II 図書の分類

書物、その他の資料は、日本十進分類法 にもとづいて次のように分類する。

0 0 0	総 記	5 0 0	工学・工業
1 0 0	哲 学	6 0 0	産 業
2 0 0	歴 史	7 0 0	芸 術
3 0 0	社会科学	8 0 0	言 語
4 0 0	自然科学	9 0 0	文 学

III 館内閲覧

開館は、昼放課とする。
閉館する場合は別に連絡する。

IV 館外貸出し

1. 個人貸出バーコードを使ってコンピュータで手続きをとる。
2. 貸出しは、一人3冊までとし、2週間以内に返却とする。夏休み、冬休み中については別に連絡する。
3. 「禁帯出」のラベルのはってある書物は、貸出しをしない。

V 注意事項

1. 館内では、静かに閲覧する。
2. 書物は大切に扱う。
3. 館内閲覧をした書物は、必ず元の位置へ返す。
4. 書物は、無断で持ち出さない。
5. 机、いすなど、館内のものを勝手に移動させない。